



## 産業廃棄物処理施設設置許可証

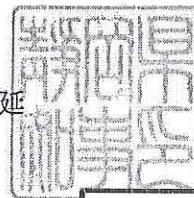
平成18年10月18日

住 所 大阪府泉北郡忠岡町新浜1丁目5番21号

名 称 木材開発株式会社 代表取締役社長 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

静岡県知事 石川 嘉延



複写無効

許可の年月日	平成18年10月18日	許可番号	第070110
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	施設の種類 政令第7条第8号の2 破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	静岡県藤枝市横内299-1, 299-2		
処理能力	木くず 200.0 t/日 (10時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		